





(1) 小規模保育事業の整備方法について

	整備区分	整備方法	対象法人	必要な運営実績
1	整備費補助	事業者が確保した建物において、 改修等により小規模保育事業を整 備するために必要な経費の一部を 補助。	全ての法人	2年以上の運営実績 (開所日時点)
2	自主財源整備	事業者の自主財源による小規模 保育事業の整備。	全ての法人	不要

(2) 整備に向けたスケジュール

重点相談 令和4年10月21日~11月30日



第1次募集 令和5年2月中旬~4月上旬 第2次募集 4月中旬~5月中旬





(3) 令和5年度整備のスケジュール(令和4年度募集ベース)

小規模保育事業(一次募集)の場合、保育所が開所するまでの一般的な流れは以下の通りです。

R4年	Ę.	R5年								R6年						
10月		2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
重点相談		小規模保育事業 一次募集	近隣説明	審査	採択結果の通知(※1)	近隣説明 • 実施設計着手		実施設計の審査	補助金交付申請	内装工事入札	内装工事着工		認可・確認申請書の受付	工事完了 • 完了報告	開所準備	開所(※2)

- ※1 補助事業の対象法人としての審査結果通知であり、認可を確定するものではありません。
- ※2 補助対象の場合、4月開所を厳守してください。年度内に工事が完了しない場合、補助対象外となります。

<u>※近年の機器不足に早期に対応できるよう、令和5年度からは入札を行うスケジュールを</u> 1~2か月程度前倒しすることを検討しています。そのため、付随して実施設計の期間も 短縮される可能性があります。ご注意ください。</u>



(4) 補助対象事業者

次の全てに該当し、法人格を有するものとします。

- ア 法人格を有するものとします。
 - (政治的な目的のために結成された法人、暴力団経営支配法人等を除く。)
- イ 小規模保育事業を設置・運営するにあたって、必要な資力・信用があること。
- ウ 「整備が必要な地域」に指定されているエリアにおいて、整備物件を確保し、又は整備開始までに確保できる見込みがあること。(賃借物件による場合は、横浜市家庭的保育事業等認可・確認要綱第14条による)
- エ 児童福祉法における欠格事由を有しないこと。 (例:不正受給等の重大な過失に関する指導を自治体等から受けていないこと。)
- オ その他、市長が不適当と認める事由を有しないこと。

【補助金を活用する場合】

上記ア〜オに加えて、令和4年4月1日から申請時点まで継続して、認可保育所・幼稚園・認定こども園・横浜保育室・自治体の認証保育所・地域型保育事業(居宅訪問型保育事業は除く)・認可外保育施設のいずれかを運営していること。





(5) 補助内容(小規模保育事業A型の場合)

• •		
	対象経費	・施設整備費(改修費)・備品費(1品5千円以上が補助対象。定員数×3万2千(上限)×3/4
	上限額	2,200万円
整 備 費	加算	ア O歳児定員を設けない場合に上記上限額に300万加算します。 (1歳児定員を設定しない場合は、対象外です。) イ 休憩室等の機能を備え、専用に区画された居室を6㎡以上確保した場合に上記上限額に100万円加算します。
	補助率	市長が認めた対象経費の3/4とします。
	限度額	≪加算なし≫ 1,650万円(2,200万円×3/4) ≪加算あり(ア・イ両方適用した場合)≫ 1,950万円(2,600万円×3/4)
賃借料補助の	対象経費	 ・当該施設における申請事業のための令和5年4月以後の賃料発生日から開所 日前日までの月額賃借料。(賃借料免除期間は補助対象外です。) ・礼金 最大6か月分までの金額 ※貸主が法人の役員(法人役員の配偶者、親子、兄弟姉妹を含む。)、寄付者等 特別の関係である場合は、補助対象外となります。
開助の	補助率	市長が認めた対象経費の4分の3とします。
0)	限度額	22万5千円(30万円×3/4)/月 (賃借料・礼金とも共通) ただし、1カ月に満たない月は実日数にて日割り計算とします。



(6) 連携

小規模保育事業は、**卒園後の進級先の確保**が義務付けられています。また、認可保育所と比べ、施設規模や定員が少人数であることから、集団保育の機会設定など保育内容の支援等を担っていただく連携先が必要となっています。

●連携内容

卒園後の進級先の確保



を保した進級先へは優先的な入所ができるため保護者が園を選ぶ際の一つのポイントとなります。

保育内容の支援



合同保育等を行うことで、卒園児、保護者、保育者 ともに安心した環境で進級できます。

代替保育の提供(任意)

- ●連携施設受託促進加算
- 一定の条件を満たす場合に、連携先(認可保育所、幼稚園(市型預かり保育実施園)、認定 こども園)が、連携に係る人件費や事務費としてお使いいただける本市独自助成を受けられま す。(複数施設と連携している場合でも助成額は変わりません。)